

決算の公表

「夢・未来の創造」笑顔あふれる
能登ふれあいの郷「づくり」に向けて

平成19年度志賀町の決算は、志賀原
子力発電所2号機に係る固定資産税の
大幅な増収にとまない、積極的な建設
事業の推進と住民福祉の向上、将来の
財政負担に配慮した基金の積立、能登
半島地震の災害復旧・復興などを行
い、過去最大の決算規模となりました。
一般会計では、市街地を整備するま
ちづくり交付金事業や各種産業基盤整
備事業、学校施設の整備、災害復旧事
業などを重点的に実施。特別会計では、
下水道整備事業の促進やケーブルテレ
ビ整備事業に本格着手し、公営企業会
計では、水道事業で志賀地域の水源を
富来地域へ配水する事業などを実施
し、第一次志賀町総合計画のテーマに
掲げる「夢・未来の創造」笑顔あふれ
る能登ふれあいの郷」の実現に向け
まい進しました。

一般会計・特別会計決算

区 分	歳 入	歳 出
一般会計	170億2,037万4千円	168億5,106万7千円
国民健康保険特別会計	29億3,797万2千円	29億3,208万3千円
老人保健特別会計	29億4,220万5千円	29億4,219万9千円
農業集落排水事業特別会計	10億9,640万9千円	10億9,640万9千円
公共下水道事業特別会計	15億5,800万6千円	15億5,792万1千円
地域し尿処理施設整備事業特別会計	8,349万2千円	8,349万2千円
介護保険特別会計	24億990万3千円	23億2,999万5千円
町立診療所事業特別会計	1億4,668万9千円	1億2,295万5千円
簡易水道事業特別会計	8,094万3千円	8,094万3千円
ケーブルテレビ事業特別会計	13億3,003万6千円	12億7,428万3千円

公営企業会計決算

区 分	収 入	支 出	
水道事業会計	収益的	7億773万6千円	5億9,352万9千円
	資本的	2億311万1千円	5億6,614万2千円
町立富来病院事業会計	収益的	14億1,141万円	14億4,520万3千円
	資本的	6,775万9千円	1億1,966万円

基金と地方債現在高

区 分	基 金	地 方 債
一般会計	66億7,880万円	179億4,226万3千円
国民健康保険特別会計	4億1,637万2千円	
老人保健特別会計		
農業集落排水事業特別会計		43億7,596万6千円
公共下水道事業特別会計	1,978万円	53億1,224万8千円
地域し尿処理施設整備事業特別会計		3億1,796万7千円
介護保険特別会計	3,002万8千円	
町立診療所事業特別会計		
簡易水道事業特別会計	142万4千円	1億2,580万1千円
ケーブルテレビ事業特別会計		12億3,100万円
水道事業会計（※減債積立金）	※3億3,900万円	28億6,743万5千円
町立富来病院事業会計		26億7,379万7千円

一般会計の主な事業

【ハード事業】

- ・ショートステイ整備事業 2億602万円
- ・赤崎漁港海岸高潮対策事業 6,785万円
- ・領家漁港整備事業 2,686万円
- ・まちづくり交付金事業 4億262万円
- ・消火栓新設事業 3,063万円
- ・小学校施設整備事業 1億4,610万円
- ・統合中学校建設事業 3億4,062万円
- ・地区公民館改修事業 4,667万円
- ・能登半島地震災害復旧費 8億4,751万円

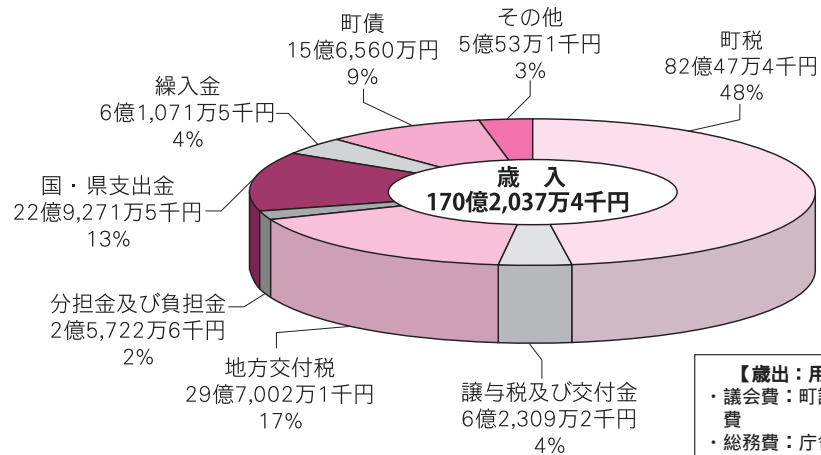
【ソフト事業】

- ・能登半島地震災害見舞金 5,540万円
- ・行政改革推進事業 386万円
- ・コミュニティバス運行経費 6,790万円
- ・財政調整基金積立金 8億8,494万円
- ・能登半島地震災害救助費 6,236万円
- ・県被災者再建支援事業 1億7,464万円
- ・能登半島地震廃棄物処理費 1億3,381万円
- ・乳幼児児童医療費助成事業 5,911万円
- ・児童手当支給事業 1億4,882万円
- ・障害者自立支援給付事業 2億5,623万円
- ・高生産性農業集積事業 3,666万円
- ・商工会助成事業 1,936万円
- ・中学校部活動事業 1,598万円
- ・文化振興特別事業 700万円

一般会計の状況

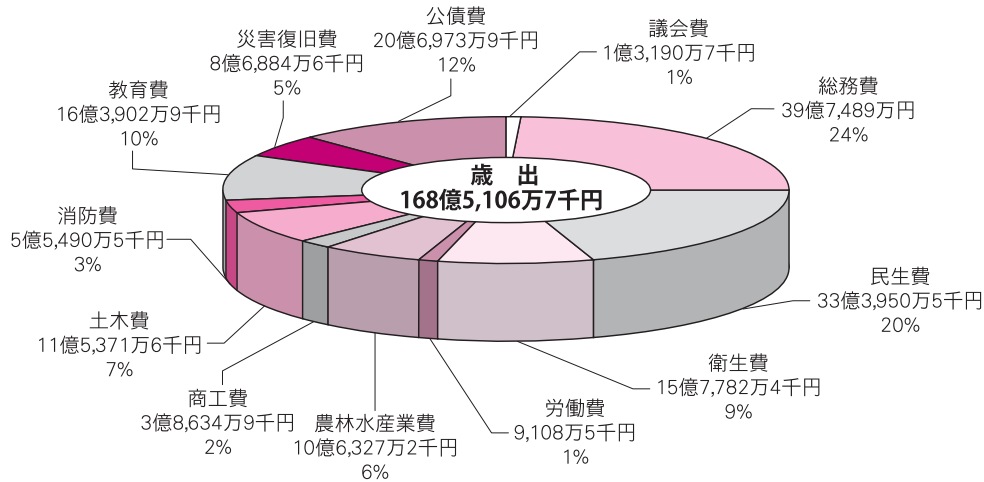
【歳入：用語の解説】

- ・町税：住民税、固定資産税等
- ・各種譲与税及び交付金：国が各種制度により徴収し、町へ配分するもの
- ・地方交付税：国税から一定の基準に基づいて地方に交付される交付金
- ・分担金及び負担金：事業の受益者負担金
- ・国・県支出金：国・県からの事業補助金等
- ・繰入金：基金（貯金）から取り崩すもの
- ・町債：町の建設事業に充てる借入金（借入金の多くは、国から地方交付税として町に補てんされます。）
- ・その他：施設使用料・手数料、諸収入等



【歳出：用語の解説】

- ・議会費：町議会に関する経費
- ・総務費：庁舎管理や他の経費に属さない経費
- ・民生費：住民の福祉に属する経費
- ・衛生費：保健事業や環境対策に関する経費
- ・労働費：住民の労働対策に関する経費
- ・農林水産業費：農林水産業の振興に関する経費
- ・商工費：商工業、観光、企業誘致に関する経費
- ・土木費：道路や河川の整備経費
- ・消防費：消防、交通安全対策経費
- ・教育費：学校教育や生涯学習の振興経費
- ・災害復旧費：災害時の復旧経費
- ・公債費：町の借入金の元金及び利子



財政健全化判断比率及び資金不足比率の公表

夕張市のような財政破綻を未然に防ぐため、平成19年6月に財政健全化法が成立し、町の財政が健全かどうかを判断するため、次の4指標からなる「財政健全化判断比率」及び「資金不足比率」の公表が義務付けられました。

4指標とは、①実質赤字比率 ②連結実質赤字比率 ③実質公債費比率 ④将来負担比率で、これらのうち「1つでも」国が定める基準を超えると、その町では「健全化計画」を策定し、国の指導下に置かれることになります。

志賀町では、平成19年度決算額をもとに各指標を算出したところ、いずれの比率においても国の基準を大きく下回り、町財政は健全であるということが判断できました。

○4指標及び資金不足比率の定義

指標の区分	指標の内容	国の指導基準
①実質赤字比率	普通会計の実質赤字の標準財政規模に対する比率	当町は13.12%以上
②連結実質赤字比率	全会計の実質赤字等の標準財政規模に対する比率	当町は18.12%以上
③実質公債費比率	普通会計の公債費及び公債費に準ずる実質的な負担額の標準財政規模に対する比率	25%以上
④将来負担比率	公営企業、出資法人を含めた普通会計の実質的負債の標準財政規模に対する比率	350%以上
資金不足比率	公営企業の資金不足額の事業の規模に対する比率	20%以上

○志賀町の算出した指標

指標の区分	算出値	備考
①実質赤字比率	— %	一般会計が黒字決算であるため。
②連結実質赤字比率	— %	一般、特別・企業会計とも黒字決算であるため。
③実質公債費比率	14.6 %	平成17年度～19年度の3ヶ年平均値
④将来負担比率	135.1 %	
資金不足比率	— %	全公営企業会計で資金不足が生じていないため（水道・病院・下水道・簡易水道事業）

後期高齢者医療保険料のお知らせ

○平成20年4月から8月の間に、後期高齢者医療に加入された方で、当制度に加入する直前まで被用者保険（国民健康保険以外の保険）の被扶養者であった方は、10月から保険料をお支払いいただきます。

75歳の誕生日が来て後期高齢者医療制度に加入された方は、誕生月の翌々月に保険料の案内通知がお手元に届きますので、それから保険料をお支払いいただくこととなります。

○保険料のお支払い方法は、原則年金天引きです。ただし、年金受給金が年額18万円未満の方や、介護保険料と後期高齢者医療の保険料を合わ



せた額が年金受給金の2分の1を超える方については、納付書・口座振替等で納めて頂きます。※保険料の案内通知に納付書が同封されています。

【納付書が届いた方へ】

納付書が届いた方は、納期限までにお近くの金融機関、または役場会計課にてお支払い下さい。

納付書に書かれた納期限を過ぎても、保険料のお支払いが確認できない場合には、住民課の職員が電話・訪問（身分証等を必ず携帯していただきますので、ご確認下さい）させて頂く場合があります。

納期限までのお支払いにご協力をお願いします。

年金天引き以外の方は、お支払いが便利な口座振替をご利用ください。（申込みが必要です。）

役場職員を名乗る

振り込め詐欺にご注意を！

×還付金があると言って

ATM（キャッシュコーナー）までいかせる

×ATMを操作させ、お金を振り込ませる。

役場から保険料お支払のご案内や還付する際は、ATMの操作を求めません。



■住民課国保年金係 ☎ 32-9121

10月1日から

国民健康保険被保険者証が 一斉更新されました



① 保険証の交付

被保険者証は1人1枚
交付されます。被保険者
全員分の被保険者証を世
帯主宛に配達記録郵便に
て郵送しました。ただし、
短期保険証または資格証
明書の方については、直
接役場まで取りにきてい
ただく場合があります。

② 保険証が届いたら

記載されている氏名・
生年月日・住所などに間
違いがないか、また、加
入者に間違いがないか確
認してください。



③ 古い保険証は

有効期限の切れた古い
保険証は、住民課または
富来支所までお持ちいた
だくか、ご自身で破棄処
分してください。



退職された方、または、就職された方
国保加入・喪失の届け出を忘れていませんか？

① 他の健康保険に加入
したとき



国保喪失の手続きが
必要です。

手続きに必要なもの

・新しく加入した健康
保険証

・国民健康保険の保険証

・印鑑

注 社会保険等に加入手
続きしたのに、まだ社会
保険の保険証が手元にな
い方は、保険証が手元に
届いてから、国保脱退の
届出をしましょう。その
間、医療機関へかかる場
合は医療機関の窓口で「手
続き中です」と伝えてく
ださい。

② 職場の健康保険を
やめたとき



国保加入の手続きが
必要です。

手続きに必要なもの

・職場の健康保険を
やめた証明書

・印鑑

注 厚生年金や各種共済
組合等の年金を受けられ
る方で、その年金加入期
間が20年以上、もしくは
40歳以降の加入期間が10
年以上ある方は「退職者
医療制度」の対象となり
ますので、年金証書もお
持ちください。

◆お問い合わせ◆

住民課 国保年金係

☎ 32-9121